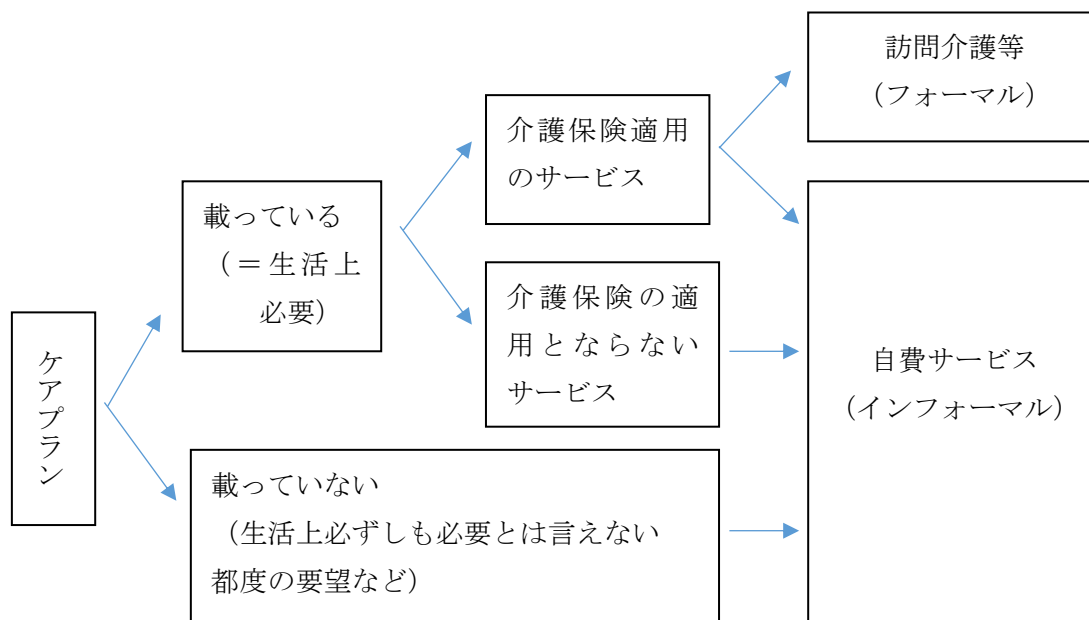


有料老人ホーム等におけるインフォーマルサービスの取扱いについて



- 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅（以下「老人ホーム等」という。）は、当該老人ホーム等で行うインフォーマルサービスの内容、頻度、料金等を明確に定め、重要事項説明書の「有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表」（別添2）に記載すること。
また、インフォーマルサービスの変更により、「有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表」（別添2）に変更が生じる場合は、「有料老人ホーム変更届」を提出すること。
- 老人ホーム等は、入居者の担当介護支援専門員が当該老人ホーム等のインフォーマルサービスを把握できるよう、「有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表」（別添2）を提供すること。
- 介護支援専門員は、入居中の老人ホーム等のインフォーマルサービスとして対応が可能な範囲を明確に把握したうえで、上記の図を参考にインフォーマルサービスの位置づけを整理し、必要に応じて適切に活用すること。
またその際には、入居者のケアプランにサービス内容、サービス種別、サービス提供者、頻度等を記載し、介護保険サービスとの違いを明確にしておくこと。